

午前10時30分開会

○西岡委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。児童・家庭支援センター所長が家族看護のため欠席となります。

本日の日程及び資料を先日サイドブックに掲載するとともに、紙資料を希望された委員にお送りをいたしております。

報告事項は、子ども部が6件、保健福祉部が5件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。子ども部（1）子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の実施について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の実施につきましてご説明をさせていただきます。教育委員会資料の1をご覧ください。

まず1番、目的でございます。子ども・子育て支援法に基づきます法定計画となっている子ども・子育て支援事業計画が、令和6年度、来年度に最終年度を迎えるというところになっています。令和7年度からは新しい計画がスタートするという状況でございます。これに当たりまして、次期子ども・子育て支援事業計画、この7年度から始まります計画の策定をするための基礎的なデータを収集するために、この子育て世帯へのニーズ調査というものを行っていく予定でございます。

2番、調査の対象でございますけれども、小学生以下の児童がいる区内の世帯、約5,000世帯を想定しております。

3番、調査の方法でございますけれども、調査票を郵送いたしまして、返信用封筒で回収する方法でございます。こちらのほか、回収につきましては、オンラインでの回答も併せて検討してまいりたいというふうに思っております。

4番以降でございますけれども、どういう調査を今回行っていくのかというところでございますけれども、4番、5番に記載をさせていただいておりますが、4番には前回の調査項目を載せさせていただいております。この前回調査項目を踏襲しながら、5番に今回の重点的に調査する項目、こちら載せさせていただいております。

2点ございまして、1点目が保育所などの質の向上ということでございまして、現在、保育施設でありますとか幼稚園などに、定員、こちらに空きが始めてきている状況がございますので、今後その活用方法など、量から質への向上、これを図るためのニーズを把握したいというふうに思っております。具体的に申し上げますと、利用定員の見直しですとか、また病児保育などへの保育所の転用とか、あと保育士さんを増やしていったりとか、あと保育のプログラム、こういったところを増やしていくとか、保育園とか幼稚園が今後充実してほしいことに対してどのようなニーズがあるのか、こんなことをつかんでいきたいというふうに思っております。

また、（2）では、未就園世帯が求めるニーズということでございまして、保育園等の就園児だけじゃなくて、未就園の方の保護者が何を望んでいるのか、そういったこともつかんでいきたいというふうに思っております。保育所というか保護者が、なかなか孤立化

というのが問題化されていますけれども、こういったところの集まり場、情報共有の場が必要なのかとか、また、誰でも保育園に預けられることがいいのかとか、いろいろあるかと思えますけれども、そういったところをつかんでいきたいというふうに思っています。

こういったニーズをつかみまして、今後の保育所の整備の方向性なんかを記していければというふうに考えているところでございます。

6番、今後のスケジュールでございます。調査票を、子ども・子育て会議、こちらに意見聴取をいたしました後、12月下旬でございますけれども、こちらをいたしました後、令和6年1月上旬に調査票を発送いたしましたして、大体二、三週間程度、回答期間を設けまして回収をし、令和6年2月下旬に結果の集計と量の見込み、こちらを算出していきたいと思っております。来年の3月下旬には子ども・子育て会議に報告をし、同じような時期に議会の皆さんにもご報告をさせていただければというふうに考えてございます。

簡単ではございますが、ご説明につきましては以上でございます。

○西岡委員長 すみません。オンラインの調査に関しては、QRコード等を使うということでしたよね。ちょっと説明をお願いします。

○小阿瀬子育て推進課長 回収に当たりましては、QRコードを郵送する調査票に入れて、それを携帯電話とかでかざすようなことで回答できるようなところを今考えているところでございます。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 これはお願いします。子育て世代の方にお話を伺うと、特に千代田区においては、スーパーマーケットが近くにないという不満がありまして、ネットショッピングを活用している方、ただ、食料品は受け取るのが結構大変らしいので、食料品の購入というのがうまくいっているかどうかというのが、もし検査項目に加えられるのであれば、ちょっと知りたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 今回こういった保育の質の向上でありますとかというところを重点的にというところではありますけれども、附帯してそういったことが聞けるかどうかというところもあるかと思えますけれども、属性としてちょっと検討してまいりたいなというふうに思っています。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 まず、大きなこととして、この事業計画策定、この主な目的はいかが捉えていますか。

○小阿瀬子育て推進課長 大きな目的といたしましては、今後の保育所でありますとか幼稚園など教育・保育施設の量の見込みを算出し、それを確保していく方策、こういったところを入れていくということがメインの目的になります。そのほか、保育所のほか地域の児童館関係とか、放課後児童健全育成などの地域子ども・子育て支援事業、13事業でございますけれども、そういった保健所に関わる部分とかもございまして、そういった事業の利用想定人数とか、そういった見込みを明らかにし、そういった確保の状況、こういったところを載せていくと。今後の在り方というのを記していく。これが目的になります。

○牛尾委員 それは今回ということですよ。今回の大きな目的ですよ。じゃなくて、子ども・子育て支援事業計画をつくる、つくるそもそもの目的。

○小阿瀬子育て推進課長 そもそものところは、子ども・子育て支援法で国の法定計画としてつくる方向になってございまして、こちらをまず基本的につくるということと、あと区のほうで、今後、保育の方向性とかそういったところも記していくというようなところで考えてございまして、法定計画としては、申しあげましたような保育の量の見込みでありますとか確保方策、これを法律に基づいて記していくというような計画でございます。

○牛尾委員 国の子ども・子育て基本法の中では、子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保、こうしたことを行って、子育て支援のための施策を総合的に推進するとありますけれども、そういった内容で間違いはないですか。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。流れとしては間違いございません。

○牛尾委員 そうした中で、今回3回目かな、になると思うんですけども、今回、小学生以下の児童がいる区内の世帯5,000世帯となっていますが、これ、毎回この程度でしたっけ。

○小阿瀬子育て推進課長 毎回この5,000世帯程度を調査していると。住民基本台帳に基づきまして、全数の方にお送りしているという状況でございます。

○牛尾委員 これ、区内の子どもがいる世帯というのは、大体何世帯ぐらい。

○小阿瀬子育て推進課長 これは12歳未満になりますけれども、こちらが5,000世帯なんですけど、全てですと、すみません、ちょっと今、ちょっと数を、ごめんなさい、ちょっと持ち合わせていたかどうか——（発言するものあり）全子育て世帯を対象に送らせていただく予定でございます。

○牛尾委員 ということは、全世帯、小学生以下がいる区内の全世帯が、ぶっちゃけ言うと、うちもいますけど、うちにも送るよということによろしいんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 そのとおりでございます。

○牛尾委員 分かりました。じゃあ、しっかりね、せっかくこうした計画をつくるということで、やっぱり子育て世帯は基本的に全世帯を対象に、しかもオンラインでやるわけだから、オンラインだと紙の回答みたいになかなか煩雑にならないんで、全世帯が対象になるのかなと思って聞きました。

もう一つ、その内容ですけども、今回、子育て世代が求める保育所等の質の向上と、あと未就園世帯が求めるニーズということが主に調査する項目となっていますけれども、そのほか、例えば学校の問題とか遊び場の問題とか、この間、子育て世帯が遊び場のニーズも高まっているということはありますし、学校でもいろいろな問題がありますけれども、こうしたところの調査というのは今回はどうなるんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 遊び場のことについては、ちょっとどうかというところはあるかと思えますけれども、保育所の質を向上していくためのニーズがどこら辺にあるのかというところ、あとこちらの資料には書かせていただいていますけれども、未就園世帯の方にも、どういった悩みであるとか、どういったことを充実してほしいのかというところを聞いていくというところがございまして。遊び場のところについてちょっと入れるかどうかというところは、今のところはちょっと考えていないところではございます。

○牛尾委員 ああ。はい。もちろん全項目いろんなことを聞くと、もう本当に膨大な質問

項目になっちゃうんで、それはできないと思うんですけども、区民世論調査でもやっぱり子育て世代の要望の最大のものがやっぱり遊び場だったわけですよ。もちろん保育園が空いている問題、その空いた保育園をどうするのかとか、保育園に通っていない世帯のニーズをどうするのかって大事なんですけれども、そうしたところの視点というのは、例えば1問、2問とか、そういったふうに入らないものなのかと思うんですけども、その検討はいかがですかね。

○小阿瀬子育て推進課長 質の向上という部分では、そういった遊び場というところも視点としてはなくはないというふうに思うところもありますので、こちらはちょっと検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○西岡委員長 フリーで記載ができるようなところもあるんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 最後に、ご要望を頂くような、フリーで書けるところがございます。

○西岡委員長 そこで、ある程度の幅広い要望をお聞きできるというところも含めて、よろしいでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 その予定でございます。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 全部で約5,000世帯を対象に行うということですが、オンラインや郵送を合計で何%の返答を予想しているのかということと、過去にこのようなことを行った場合、何%の返事が返ってきたのか教えてください。

○小阿瀬子育て推進課長 まず過去2回やっておりまして、前回は47%ぐらいの回答率を頂いてございます。その前々回も同じような傾向かと思いますが、ちょっと数は、すみません、今つかんでいないところでございます。申し訳ございません。

今回も郵送して、郵送分だけで四十二、三%ぐらいは戻ってくるだろうという感じでございますが、オンライン回答を今度できるようになれば、さらに少し上がってくんじゃないかと。ただ、どれぐらいのパーセンテージかというのはちょっと出していないところもございまして、申し訳ございません。

○富山委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 アンケートの手法について確認させてください。事業計画ということなので、こういう計画をつくるということがあって、それで、重点的にやりたい施策があるので、この5番の重点施策のを聞こうと思っていると思うんですけど、設計自体は区の職員でやる予定ですか。

○小阿瀬子育て推進課長 区の職員が行いますけれども、委託、この支援業務として委託をしてやらせていただくことで考えてございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。そうですね、設計のところ、やっぱり問い方によって回答とかも変わってくると思うんですけども、そのときに、想定と違う仮説が生まれてきたであったりとか、あるいは自由記入欄に書いてあるところでもう少し聞きたいといったときに、二度目のアクションとして、数人にヒアリングするというようなことは考えていますか。

○小阿瀬子育て推進課長 ちょっと独自に伺わせていただくことまでは、すみません、ち

よっと現在ではちょっと考えていないところではあるんですけども、必要であればそういったことも、もしかしたら必要なのかなというところもございますので、ちょっと回答票が来ました段階で、そこら辺を考えていきたいなというふうに思っております。

○はまもり委員 分かりました。アンケートについては今後、ほかのところでもそうなんですけれども、多分、仮説の下に設計をしていくということがすごく大事で、それがそのとおりに出るときと出ないときもあると思うので、できればヒアリングとかで2段階で確かめていけるようにしていただきたいなと思いますので、ご検討をよろしく願います。

○小阿瀬子育て推進課長 検討してまいります。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 このデータを取るということはすごい大事だと思うんですけども、その上で、周知の方法というのは、調査票をお送りするという話だったんですけども、それ以外で考えられていることはあるんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 事前に、ホームページでありますとか、また広報のほうで周知をするようなことを考えているところでございます。

○えごし委員 QRコードも中に、調査票に入れているということで、調査票も、それも開けて読んでいただかないと分からないということがあるので、例えば児童の方、就学されている方とか、例えば「すぐーる」を使ってちょっとお知らせをするとか、QRコードが載っていれば、それですぐ、QRコードというかそのサイトに移動できるようなURLが載っていれば、すぐに回答できるとか、そういう形もすると、少し回答率が上がるかなというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね。周知等、回答もそうなんでしょうけれども、可能な限りで様々な状況、様々な手法を用いていくというのが必要なことであると思いますので、実現可能な方法を模索してまいりたいなと思っているところでございます。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○池田委員 これ、令和6年度で最終年度を迎えて、新たにこの5年間の支援事業計画ということで、これまでの保育需要ですとか、保育所が非常に増えてきた過去の5年間の中で、待機児童ゼロを目指していたというところでの、今回は保育所等の質の向上というところで切り替えているとは思いますが、これ、「等」というところが微妙なんだけれども、先ほど牛尾委員からもありましたが、やはり保育所「等」と、施設だけにこだわらないで、今、本当に保育として何が求められているのかというところをしっかりと把握をしていただきたいんですけども、いかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 おっしゃるように、様々な区民のご意見、ご要望を反映した上で、次期計画に反映させていくということが基本的な考え方としてはございますので、アンケートのほう、限りもございますけれども、どこまで意見を聞いていけるかというところはございますけれども、先生方から頂きましたご要望、ご意見等を踏まえまして、アンケートの調査票につきましても作成してまいりたいというふうに考えてございます。

○池田委員 前回の調査項目というのが挙げられていますけれども、当然この先の5年間のの中では、また考え方が変わってきたりだとか、そのアンケートを取ったときに、それは所管だけで把握をして済ませるのか、もしくは例えば病気やけがの場合は保健所とどうい

う連携が取れているんだとか、支援拠点事業ですかね、そういうところも児家センと連携をしたりだとか、遊び場については道路公園課ともしっかりと、その辺りを先につなげていくのか。その辺りについてはどの辺りまでお考えがあるんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 子ども・子育て支援事業計画は5年間の計画というところで、5年の間には様々状況が変化したりとかということもあったり、またその中で事業を進めていく中で、当課だけでは完結しない問題ばかりでございますので、そういった児家センに関わる部分について、相談機能なんかもありますけれども、そういったところの部分でありますとか、直接計画ではないですけれども、そういう遊び場のことにつきましても、道路公園課でありますとか、そういったところ、関連する課と連携をして、場所の確保に努めたりだとか、そのようなことを進めてまいりたいと、連携して進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○池田委員 その辺りは、最終的に、各委員からも出ていますけれども、何のためにニーズ調査をするのかというところで、その結果をちゃんと受け止めて、次の課題解決に向けて進めていっていただきたいと思います。各家庭、恐らくもう遊び場がないだとか、放課後の過ごし方に困っているという声のほうが圧倒的に多いというのは、もう所管のほうも承知はしていると思いますけれども、ただ、それを、どのような質問の仕方ですっきりと回答をもらうかということも検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○小阿瀬子育て推進課長 頂きましたご意見も踏まえまして、できるだけ具体的な設問で聞けるような方向になるように調査票のほうを作って、回答を得たいというふうに思っております。

○西岡委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（１）子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の実施について、質疑を終了いたします。

次に、（２）（仮称）四番町公共施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○赤海子ども施設課長 それでは、私から、（仮称）四番町公共施設整備につきまして、教育委員会資料2に基づきご報告させていただきます。

（仮称）四番町公共施設につきましては、南棟の外壁塗装材ですとか内装接着剤等及び解体後の土の中にあつたスレート板にそれぞれアスベストが含有しております、その処理処分を行ったこととすとか、建物の解体において、音や振動に関する近隣対応として解体工法を変更したことといった現況につきまして、去る9月5日の当常任委員会でご報告させていただいたところでございます。また、これらの対応等に伴いまして、工事の契約金額等に変更が生ずることから、去る第3回定例会におきまして、補正予算第2号として、債務負担行為の補正についてご議決賜ったところでございます。

資料に基づきまして説明させていただきます。

1、工事概要等につきましてですが、こちらは記載のとおりでございます。ご参照いただければと存じます。

工期につきましてですが、現在、令和2年3月13日から令和8年8月14日限りとなっております。

3、工事等にかかる変更内容および金額等についてでございます。（1）変更の状況といたしまして、これまでの工事において、建物解体に伴う音や振動の抑制としての解体工法変更、建物解体後の土の中から出現したアスベスト含有スレート板等の処理処分などによる設計変更および物価変動等への対応のため、変更が生ずるというものでございます。

①番といたしまして、インフレスライドの対応ですが、こちら、物価・賃金等の変動への対応ということで、8億30万5,000円の追加。②番といたしまして、施工方法等の変更につきましてですが、地下解体工法の変更、アスベスト処理、杭・山留工法の変更、施工地盤面の変更により、5,612万2,000円の追加でございます。また、③番といたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策といたしまして、271万5,879円の追加となっております。これらによりまして、建築の工事費の（2）予定変更金額として、85億1,545万4,412円、現在の契約金額から11.2%の増となりまして、8億5,914万2,879円増となるものでございます。

その他（参考）といたしましてですが、本件に係るこれまでの契約変更についてでございます。第1回変更として、令和2年8月5日、麴町仮住宅新築工事の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策によりまして、工期延伸が伴い、5か月間の工期延伸となりました。また、第2回変更といたしまして、令和3年12月10日に旧四番町住宅アパート入居者の方々の退去時期の延伸及びアスベスト除去追加工事に係る16.5か月の工期延伸、そのほか工事現場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、契約変更を行ってございます。

なお、ご報告いたしました本件につきましてですが、本日開催されます企画総務委員会におきましても、政策経営部よりご報告をさせていただく予定でございます。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。本件は第4回定例会の提出予定案件に関連するものということですので、事前審査とならないようにご協力を下さい。概括的な質疑などがありましたら、お願いいたします。

○白川委員 インフレスライドへの対応が8億ですから、金額の変更が約10%スライドによって起こったということで、これは、対比としては平成3年度から増えたということでしょうか。

○赤海子ども施設課長 ご指摘のとおり、契約当初からの累積ということでのインフレスライドでございます。

○白川委員 ちょっと10%というのが割と大きい数字なものですから、これ、スライドで特に、何というんですか、千代田区独特の要因があるのか（発言する者あり）えっ、やばい。（発言する者あり）あ、そっか、そっか。

○西岡委員長 途中なので続けちゃってください。そこまでで。

○白川委員 いいですか。あるいは建設業界のほうの要因が大きいのかと、印象で構わないんですが、教えていただいてもいいでしょうか。

○赤海子ども施設課長 具体的な数値などについては、ちょっと手元に今ない状況ではございますが、特に千代田区の特性だけではなくて、基本的には、業界だけではなくて、社会的な流れの中での物価高、それから社会状況に起因するようなものというようなことが前提であると認識してございます。

○白川委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 概括的な問題ということで。インフレスライドは仕方ないと思うんですよ、物価高騰の状況がありますからね。ただ、ちょっと疑問、ここだけじゃなくて、ほかのところも同じような状況はあるんですけども、例えばアスベストが出てきちゃったとか、そうした問題というのは、そもそもこれまでの資料では記されていないのか。分からなかったのかということが一つ。

もう一つは、建物解体に伴う音や振動の抑制と。これはもう当初から、当然のことだと思うんですけども、これ、最初からこういった工法にしようというふうにはなっていないのか。

その2点だけお願いします。

○赤海子ども施設課長 まず1点目の、例えばアスベストを含有しているようなものの存在があらかじめというようなご質問だったかと思いますが、一定程度、過去の凶面などによりまして見込みを立てているということは、毎回、ここに限らず行っている状況でございます。一方で、それでさえ想定ができなかったようなものが出てくるというような、つまり前の建物の凶面、さらに前の建物、もっと昔のものということで、必ずしも全てを追いかけ切れるわけではないという状況であるということが、繰り返しになりますが、ここだけではない状況で生じているというふうに聞いてございます。

それから、もう一つが解体工法についてなんですけども、こちらはやはり費用対効果と申しますでしょうか、比較的、やはりスピードというんでしょうか、スピード感が必要なときに取らざるを得ないような工法もあるかと思えます。その中で、今回ハンマーですとか音の出るようなものではあったということで、これが特別なものかといえ、通常解体において使用されているものであるという状況がございまして、一方で近隣の方々からは、音と振動がかなり激しいということが苦情で寄せられたということで、検討をした結果、少し時間を要する工法ではありますが、ワイヤーソーというんでしょうか、で削っていくという工法を選択したというのが今回の経緯でございます。

○西岡委員長 はい。ほかによろしいですかね。

工法変更後の騒音等は改善できたのかどうか、児童館等、しっかり現場にその後ヒアリングをするようにしてあげてください。よろしくをお願いします。

○赤海子ども施設課長 確認をさせていただきたいと思えます。

○西岡委員長 はい。お願いします。

ほかに。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（2）（仮称）四番町公共施設整備について、質疑を終了いたします。

次に（3）お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○赤海子ども施設課長 恐れ入ります。それでは、教育委員会資料3に基づきまして、お茶の水小学校・幼稚園の施設整備についてご報告させていただきます。

お茶の水小学校・幼稚園につきましては、これまでの建築、設備、それぞれの工事を進めていく中で、設計変更等を伴う追加変更や物価変動により契約変更する旨、先ほどと同

じように9月5日の当常任委員会でご報告させていただきまして、やはり去る第3回定例会におきましてご議決を賜ったところでございます。

1番の工事概要等につきましては記載のとおりでございます。

2番の工期でございます。現在、令和2年6月27日から令和5年12月15日でございます。

3番、工事等にかかる変更内容および金額等についてでございます。まず、資料3-2をご覧くださいませでしょうか。状況といたしまして、建築工事の最終段階におきまして、2か所から地中障害物が出現いたしました。1か所は図の右側に当たります赤枠で囲ったピンク色に塗られた部分で、もう1か所が図の左下部分の赤枠で囲った部分でございます。右側の部分は現場事務所のプレハブがあった場所でございます。こちら、もともと震災復興時代の花壇の存在は把握してございました。一方で、着手したところ、花壇とは異なる非常に大きなコンクリートの構造物が出現し、作業に時間を要しているという状況でございます。一方、もう1か所、左下でございますもう1か所は、給排水の地中埋設配管の設置位置ということで工事をしているんですけども、その撤去において、作業スペースの関係から重機が使用できないなどの制約によりまして、作業に時間を要しているという状況でございます。こうしたことによりまして、工事にかかる費用及び工期に変更が生じると。そういうことになったということでございます。

恐れ入ります。資料3-1にお戻りいただけますでしょうか。まず工種別の変更額からお示しさせていただきますと、建築工事、776万6,000円の増でございます。内訳といたしまして、地中障害解体撤去費用として213万3,000円、地中障害物解体撤去に伴います工期延伸ということで563万3,000円、電気設備工事につきましては168万3,000円の増、空調設備に関しましては155万1,000円の増、給排水設備に関しまして135万3,000円の増でございます。

なお、電気、空調、給排水につきましては、いずれも解体工事の地中障害解体撤去に伴う工期延伸によるものでございます。

これらから、(2)番、予定変更金額といたしまして、建築工事、74億5,955万1,000円、こちらは前回の変更から776万6,000円増、0.1%増ということでございます。電気が7億6,986万8,000円、168万3,000円増、0.2%増となっております。空調が7億6,665万6,000円でございます。155万1,000円増、0.2%増。給排水が7億9,745万6,000円、135万3,000円の増、0.2%増でございます。合計といたしまして、97億9,353万1,000円、やはり合計の増といたしまして1,235万3,000円増、0.1%の増となっております。

なお、参考までに、こちらに記載はございませんが、今回の件で契約変更の影響がない部分で、昇降機——エレベーターですね、こちらの工事が別にあるんですけども、こちらは、口頭で申し上げますと、契約金額が9,240万円となっております。よって、こちらを加えさせていただきますと、合計額98億8,593万1,000円という状況でございます。

3番、予定変更工期といたしまして、令和6年1月31日、一月半、47日増となる見込みでございます。これに伴いまして、新年度、新学期からお子さん方に使っていただくという予定を立てているところでございますが、こちらには影響がございません。

なお、今ご報告さしあげました本件につきましては、やはり同じく本日開催されます企画総務委員会におきましても、政策経営部からご報告をさせていただく予定でございます。ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○富山委員 先日、避難所防災訓練があって、このお茶の水小学校が避難所に指定されている町会が幾つかありますが、その町会の方々が、私たちは今どこに避難をすればいいのかというのと、いつからお茶の水小学校に避難ができるのかというのを聞いておられたんですが、それはいかがでしょうか。

○赤海子ども施設課長 現在の代替りの避難所というふうなことでございますが、基本的には神田一橋中さんだったかと記憶してございます。あとは、申し訳ございません、ちょっと地域ごとに違いがあったかと思うんですが、それぞれ仮ということで対応させていただいているかと認識してございます。

それから、いつからということになるんですけども、こちらは基本的に、少し先ほど触れさせていただきましたが、本当の供用開始というんでしょうか、が新年度からを予定してございますので、避難所に関しましてもそれが前提になるんだろうなというふうには思っているところなんですけども、改めて災害対策・危機管理課ともちょっと確認を取り、調整をさせていただければと存じます。

○富山委員 ありがとうございます。先日、その町会の方々はよく分かっているしやなかったもので、可能であればその方々に、いついつからこちらですが、それまではこちらですというお知らせなど出していただけると、ありがたいと思います。

○赤海子ども施設課長 政策経営部と協議をしながら進めさせていただければと存じます。

○富山委員 お願いします。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 工期変更によって、新年度から使えるというのは変えませんかというお話がありました。ただそれ、以前の委員会で、今、仮の九段の校舎で過ごしている子どもたちが、例えば校舎見学をするなり、そういった計画もしているということがありましたけれども、それについては変更はあるんですか。

○赤海子ども施設課長 若干期間の短さは生じてしまうところですが、それも学校ですとか幼稚園と今調整を進めているところでございます。

○牛尾委員 本来なら今の6年生が新しいこの校舎で卒業を迎えるという予定だったのが、もう使えなくなっちゃったと。学校生活で使えなくなっちゃったということで、あまりにも――工事が遅れるのは仕方ないことなんですけれども、今の子どもたちが新しい校舎を、例えば見学だけじゃなくて体験授業で使うとか、そうしたことも含めて検討してくれということだったんで、ぜひね、新しい校舎に触れないまま卒業してしまうということがないように、しっかり、そこはしっかり連携を取っていただいて、対応していただきたいと思えます。

○赤海子ども施設課長 連携を取るよう努めてまいりたいと思います。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 この校舎に関してだけで結構なんですけど、カーボンニュートラルについての工夫はなされているのか、あるいは電気代を下げる工夫みたいなものはなされているかと

いうのを教えてください。

○赤海子ども施設課長 ZEBに関するランクについて、申し訳ございません、ちょっと今資料が手元になくて詳細をお答えできないんですが、基本的に太陽光パネルですとかそういうことに関して、いわゆるエコですとか環境配慮に関しては、現時点のものでは、充足するように設計なども行っているところでございます。

○西岡委員長 よろしいですか。

○白川委員 はい。

○西岡委員長 はい。

ほかによろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（３）お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について、質疑を終了いたします。

次に、（４）千代田区立教育研究所の移転について、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 それでは、私からは、千代田区立教育研究所の移転について、教育委員会資料４に基づき説明させていただきます。なお、本件は第４回区議会定例会における条例改正案件となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料をご覧ください。項番１、概要ですが、不登校の児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実、及び、移転することにより、登録者が増加している適応指導教室（白鳥教室）の受け入れ態勢の確保、個に応じた指導・支援の充実を図るために、千代田区立教育研究所を移転するものとなります。

項番２、移転先ですが、現在の千代田区神田司町二丁目１６番地、神田さくら館７階から、千代田区神田須田町一丁目４番地４、PMO神田須田町ビルの２階・３階に移転するものとなります。

項番３、移転時期の予定ですけれども、令和６年３月末を予定しておりまして、今年度の白鳥教室の最終開室日以降、来年度の最初の開室日以前に移転することを予定しておりまして、来年度の白鳥教室の開室スタートからは、新たなこちらの場所で学びを開室する予定となっております。

項番４、移転に伴う機能の充実ですが、まず、（１）白鳥教室といたしましては、現状、小中学生合同の教室が１室であったものを、小学生・中学生用の教室各１室と、白鳥教室にもなかなか入れない児童・生徒も落ち着いて学習できるような個別勉強室を１室、また談話室的な用途及び軽運動ができるフリースペースをそれぞれ１か所ずつ計２か所、さらにクールダウンや相談にも活用できるような個別ミーティングスペースを新たに新設いたします。

（２）といたしまして、教科書センターにつきましては、現状では閲覧席がほとんど確保できておりませんでしたけれども、移転に伴いまして、じっくりと閲覧できる席を増設いたします。

（３）教員研修室は、現状では、神田さくら館のほうでは２０名程度の研修室１室であったものを、２５名前後が入れる研修室を３室。なお、この研修室は、スライディングウォールで分離されているので、７５名程度を一度に収容できる大研修室としても使用が可能な構造としております。

本件につきましての説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。本件は第4回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにこちらもご協力ください。概括的な質疑や資料要求がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

○池田委員 この新たに移転をするところの、何というんでしょうね、見取図みたいなのはもうできているんですか。もしあるんでしたら、当日用意していただきたいんですけども。

○山本指導課長 詳細につきましては、現在、最終確認、詰めをしているところではございますけれども、そういった状況でよろしければということにはなってしまいますが、よろしいでしょうか。はい。それでは、当日資料をご用意させていただくという形でお願いできればと思います。

○西岡委員長 はい。よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

はまもり委員。

○はまもり委員 関連で、利用者数の推移と教員の数と、あと、これによる費用の増減についても情報として教えてください。

○山本指導課長 利用者数、これは白鳥教室の利用者数ということでもよろしかったでしょうか。

○はまもり委員 はい。

○山本指導課長 はい。それは、今お答えするということでしょうか、当日資料か何かでご提出させていただくということでしょうか。

○はまもり委員 当日。

○西岡委員長 資料でいいですか。

○はまもり委員 はい。資料で。

○西岡委員長 はい。じゃあ、そのようをお願いいたします。

○山本指導課長 はい。分かりました。用意させていただきます。

○西岡委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（4）千代田区立教育研究所の移転について、質疑を終了いたします。

次に、（5）幼稚園教育職員の休暇、給与等制度における東京都パートナーシップ宣誓制度への対応について、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 続きまして、私からは、幼稚園教育職員の休暇、給与等制度における東京都パートナーシップ宣誓制度への対応について、教育委員会資料5に基づき説明をさせていただきます。なお、本件は第4回区議会定例会における条例改正案件となっておりますので、こちらのほうもよろしくをお願いいたします。

それでは、資料をご覧ください。まず項番1、趣旨ですが、東京都パートナーシップ宣誓制度が実施されたことに伴いまして、当該宣誓制度又はそれに類する制度の利用者について、婚姻を要件とする休暇、給与等の制度の適用対象に含めるものとなります。

ちなみに資料には、参考としまして、四角囲み、東京都パートナーシップの制度について記載しておりますので、ご確認ください。

次に項番2、対象となる休暇、給与等制度ですが、まず、（1）といたしまして、休暇等の制度につきましては、下線、アンダーラインを引いてある事項については、条例の改正を伴うものです。そのうち、育児休業と育児短時間勤務については、人事課所管の職員の育児休業等に関する条例の改正で対応するものとなります。また、下線のない事項につきましては、教育委員会規則を改正することで対応するものとなります。

続いて、（2）給与制度についても、下線のある事項については条例の改正を伴うものとなります。そのうち退職手当については、人事課所管の職員の退職手当に関する条例の改正、旅費については、同じく人事課所管の職員の旅費に関する条例の改正により対応するものとなります。住居手当につきましては、教育委員会規則を改正することで対応することといたします。

項番3、一部改正を予定している条例ですが、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の2本となります。

項番4、施行予定期日は、令和6年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。本件も第4回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力をお願いいたします。概括的な質疑ですとか資料要求がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。よろしいですね。それでは、（5）幼稚園教育職員の休暇、給与等制度における東京都パートナーシップ宣誓制度への対応について、質疑を終了いたします。

次に、（6）令和5年度学力調査について、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 続きまして、私からは、令和5年度学力調査について、教育委員会資料6に基づき、国で実施いたしました全国学力・学習状況調査、東京都で実施いたしました児童・生徒の学力向上を図るための調査、そして千代田区で実施いたしました達成度調査及びNRTの三つに分けてご報告いたします。

まず、資料1枚目は、今申し上げました三つの学力調査に関する実施の概要と、各調査の本区の傾向についてまとめてあります。資料1から資料4と併せてご確認いただければと思います。資料が多くなりまして大変恐縮でございます。

まず項番1、全国学力・学習状況調査についてです。資料1と併せてご確認ください。

国で実施いたしました全国学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象としておりまして、国語と算数・数学、中学校は英語について、4月18日に実施いたしました。各学年、教科の正答率につきましては資料1に記載のとおりとなりますけれども、小学校、中学校の平均は全教科で国や東京都の平均を5ポイント以上上回っており、千代田区において、全体的な傾向といたしましては、知識の定着、活用に大きな問題はございません。

次に項番2、東京都で実施いたしました、児童・生徒の学力向上を図るための調査についてです。こちらは資料2と併せてご覧ください。

本調査は、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象といたしまして、学びに向かう力などに関する意識調査について、コンピューター等を活用した回答形式であるCBT方式により、一人一台端末を用いて5月中旬から6月下旬の間に実施をしており

ます。資料2-1、小学校では、各教科の理解度は東京都平均に比べ高くなっており、そして資料2-2、中学校におきましては、各教科の理解度はおおむね高いものの、数学については「よく分かる」の回答割合が東京都の平均を5ポイント下回っております。

続いて、資料裏面となります。項番3、区で実施いたしました達成度調査、小学校に関する結果と分析となります。こちらは資料3と併せてご覧ください。

本調査は小学校4年から6年生を対象としております。4、5、6年生の国語、算数は、達成率で10ポイント以上全国を上回っております。意識調査の結果を含め、詳細は改めて資料をご確認いただければと思います。

最後に項番4、区で実施いたしました達成度調査の中学校に関する結果と分析となります。資料4と併せてご覧ください。

本調査は中学校全学年を対象として実施しております。他の教科と比較いたしまして英語の平均偏差値が高く、一方で中学校1年生においては、昨年度の同学年と比較して、全ての教科の平均偏差値が下がっていることが明らかとなりました。詳細については資料をご確認ください。

ここまで説明させていただきました。どの調査におきましても、区教育委員会といたしましては、おおむねよい結果を得られていると認識しておりますけれども、学年や教科によっては、経年で比較いたしますと下降傾向が見られるものもあります。また、意識調査においても、例えばふだんの生活の中で幸せな気持ちになることはどれくらいありますかというような設問については、小学校、中学校ともに肯定的な回答が東京都の平均をやや下回るなど、改善すべき項目もあります。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き、子どもたちが身につけるべき学力を確実に身につけることができるよう、例えば研修会のより一層の充実、学校訪問時に教員に対する全体そして個別の指導、助言、専門性をより向上させるための校内研修の支援などを通して、教員一人一人の授業力の向上に取り組んでまいります。また、子どもたちが安心・安全で楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、よりきめ細やかな児童・生徒理解、教職員と子どもたち、子どもたち同士の間関係の構築、保護者、地域の皆様との連携の強化などについて、各学校に助言してまいります。

長くなりました。説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○富山委員 説明ありがとうございました。このアンケートの回答内容というのは、各学校や先生が確認できるようになっているのでしょうか。というのも、こちらで理解できていないと回答した生徒に、今後何かケアを行う予定はあるのかということをお伺いいたします。

○山本指導課長 各学校におきましては、それぞれ一人一人、そして学級、学年の回答結果、状況について、確実に把握することができております。また、そのことを通して、教育委員会といたしましては、各学校には授業改善プランというものを作成、そしてホームページ等々での公表を求めているところでございます。

○富山委員 ありがとうございます。先生が全体を把握するのももちろん大切なんですけど、こちらで理解できないと答えた生徒のSOSを先生が自覚して、一人一人にそういった対応をすることは可能でしょうか。

○西岡委員長 どうフォローしているかということですよ。

○富山委員 はい。

○山本指導課長 もちろん担任の先生が子どもたち一人一人の回答状況、正答した場所、間違ってしまった場所を確認することができます。そのことについて、学校で日々の授業を通してしっかりとフォローアップをするというような体制もつくっていくよう指示をしているところです。また、我々もしっかりと支援していきたいと思っています。

○富山委員 お願いします。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 今、しっかりやっていくという言葉はあったんですが、再度確認で、今回の調査が、今後の教育委員会としての方向性だったり授業計画といったところで、こういった結果があったのでというような根拠として、ぜひひもづけを明確にさせていただきたいと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○山本指導課長 まさに我々もこういった調査を基にいたしまして、各学校を訪問する際の指導、助言の一助というふうにしております。そういったところもしっかりと活用しながら、子どもたちの学力向上にしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○はまもり委員 ぜひよろしくをお願いします。一度見てもどうしても忘れてしまうものがあるので、これだけではないと思うんですけれども、データというものがいつもあって、こういったものがあるけれどもという、共通の認識を持っていただけるように進めていただきたいと思います。

ちょっと別件というか、2件、私が気になった項目について確認させてください。資料2のほう、資料2-2のところ、千代田区の特徴というところで抜粋いただいている、平均で比べるといいんですけれども、学習の進め方、ここの(2)(3)(4)といったところが、都の平均よりも非常に千代田区は高くなっているんですが、絶対数として少ないので、ここは大事なかなと思ったところになります。「どうやったらうまくいくかを考えてから学習を始めるようにする」こと、多分その学習のやり方といったところでつまづいてしまうと、どうやって学びを深めるかというのができないので、ここって非常に大事なんじゃないかと思ったところです。

それから(3)(4)といったところが、授業への積極的な参加であったりとか、あと国語力にもつながってくると思うんですけれども、意見が違うといったことが問題なのではなく、どういった違いがあるかということを理解しながら学びを深めていくといったことがあると思うので、千代田区は全体的に学力で問題がないということではあるんですけれども、この辺を少し着目していただきたいなと思ったことと。

あともう一つだけ、資料3のほうですね。資料3の(4)の意識調査のところ、こちら全体的に上がっていたり、それほど悪いというふうに思わなかったんですけれども、下がっていったところで気になったのは、「学校に行くのが楽しい」といったところですね。これが学びの基礎力や学びに向かう力になっていて、ここ、小4と小6のところで、3年度とかから比べると少し下がっている。4年度からは上がっていたりもするんですけれども、少しその辺も着目していただきたいなというところで、お願いになります。

長くなりました。

○山本指導課長 ご指摘いただきました点、しっかりと我々も把握、認識して、学校にも

伝えていきたいというふうに思っております。

まず、資料2-2のほうでご指摘いただきました学習の進め方のところですが、これはまさに、本当に東京都よりは上回っておりますけれども、学習、学力の肝になる部分というふうに考えております。そこで、我々としても、やはりどのようにほかの人との違いを認識する、質問をする、それから自分の考えたことを積極的に発信するというところでは、まさに1人1台タブレットの活用が効果的ではないのかなというふうに考えております。これまでの授業と違いまして、瞬時で友達の考えを把握することもできます。違いを認識することもできます。友達の考えを把握することもできます。違いを認識することもできます。そういったところの活用も含めて、授業改善について助言をしていきたいというふうに考えております。

それから、もう一点目の資料3のほうですけれども、こちら、まさに学校に行くのが楽しいというところ、ぜひ全ての子どもたちがそう感じられるようにしていきたいなというふうに感じているところです。そのために、例えば子どもたちと教員の人間関係、信頼関係ですとか、学校と保護者の信頼関係のより一層の構築、または保護者との連携の強化、そういったところが必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、その辺りも学校には助言してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○はまもり委員 よろしくお願ひします。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 私が気になったことは、もちろん学習内容もそうなんですけれども、意識調査のところで、将来の夢や目標を持っていますかと。困り事や不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますかというなどの質問が、平均を2から5ポイント下回っているというところがありますけれども、この数字というのは、この資料の中でどこを見れば分かるかどうか、教えていただけますか。

○山本指導課長 今ご指摘いただきました点、すみません、恐れ入ります、もう一度ちょっと教えていただけますでしょうか。

○牛尾委員 はい。要するにこの資料1の、肯定的な回答が全国や東京都の平均を下回った設問、将来の夢や目標を持っていますか、と。あとは、困り事や不安があるときに、先生や学校にいる大人についていつでも相談できますかななどの質問の回答が、平均よりも2ポイントから5ポイント程度下回っていると。この数字はこの資料から読み取れるかどうか。

○山本指導課長 大変失礼いたしました。本日おつけしております資料は、抜粋というようにになりますので、そこに記載されている質問につきましては記載がございません。それぞれ小学校、中学校ともに、約70項目ほどの質問が、項目がございますので、その中で抜粋させていただいたものを資料としては挙げさせていただいております。ただ、我々としても、全70項目弱の質問項目を見た中で、やはり気になるところというところでは資料に記載させていただいているというような認識で、お願いいたします。

○牛尾委員 じゃあ、今、数字というのはすぐに分からないですか。何ポイント、平均が何ポイントで、千代田区が何ポイントというのは分かりますか。分からなければ、別にいいです。

○西岡委員長 その数字があった前提で、どう進めていただけるのか。どういう内容にな

り……

○牛尾委員 今後の取組について。もちろん学力も大事なんだけど。

○西岡委員長 把握しているかということと。

○牛尾委員 うん。

○西岡委員長 フォローできるかということと。

○牛尾委員 そうそう。うん。じゃあ、いいや。

○西岡委員長 いいですか。じゃあ、続けてください。お願いします。

牛尾委員。

○牛尾委員 数字はいいです。要するに、学力も非常に大事な視点だとは思いますが、要するに将来の夢や目標を持っていますかとか、困ったときに、先生、あと大人たちに相談できるかというのは、結局、自己肯定感の問題にもつながってくるじゃないですか。今、日本の子どもたちというのは、世界の子どもたちに比べても本当に自己肯定感が低いというふうに言われているわけですよ。学力はそれなりにあるかもしれないけれども、将来の不安、自分自身とか大人が信頼できないというような数字が低いとなるとね、これはこれで本当に大きな問題だと思うんですけども、例えば先生はあなたのよいところを認めてくれると思うかどうかと、これも平均より低いというようなこともあります。こうした自己肯定感を育てていくような取組なり、もちろん勉強も大事なんだけど、そうした取組も非常に力を入れる必要があるんじゃないかということで指摘をさせていただいたんですけども、そこについてのちょっと教育委員会の考えをお聞かせください。

○山本指導課長 今ご指摘いただきましたとおり、自己肯定感の向上ということにつきましても、子どもたちが学校に行くことが楽しいですとか、そういったことにも直結するような重要な視点というふうに考えております。自己肯定感を高めるために、クラスの中での所属意識ですとか、子どもたち同士、先生と子どもたちとの信頼関係の構築というところがより一層重要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

また、将来の夢や希望というところに関しましては、キャリア教育のより一層の充実というような視点も重要になってくるのかなというふうに思っておりますので、各学校で実践していただいているキャリア教育、ここについてもしっかりと支援していきたいというふうに思っております。

○牛尾委員 はい。いいです。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 学力向上を図るための調査のところ、資料2-2なんですけれども、全体的に都や国の学力よりも千代田区のほうが高くなっているという話があったんですが、この資料2-2の2枚目のところに、学習塾や家庭教師による時間というの、東京都の平均よりも小学校だったら2倍以上になったと。中学校でもかなり高いという、ポイントが上回っているということが書かれてありました。

私も保護者の方へ伺ったときに、学校だけの授業だとなかなか理解が進まないの、学習塾とかですごい頑張ってもらっているという保護者の方もおられたんですけども、例えばこういう学習塾とか家庭教師とか、そういう学習をされていない方、これも、されていない方も何%かあるという調査結果も書いてありましたけれども、そのされていない方がどれだけこの学校の授業を理解できているのかとか、そういうところの把握とか

というのはできていたりするんでしょうか。

○山本指導課長 我々区教育委員会といたしましては、子どもたち一人一人の学習塾への通室状況ですとか、その子たちの学習状況の結果等について、クロス集計はしてございませんけれども、学校としては当然、子どもたちのそういった学習塾への通室状況は把握しておりますし、そのお子さん一人一人の調査結果が把握できますので、そういったひもづけ、分析というのはできるかと思えます。

○えごし委員 学習塾とかへ通われている方は、やっぱりそこら辺、そっちのほうでもすごい勉強されているし、学校のほうでも理解もすごい深まっていくと思うんですけど、例えば行かれていない方が、学校の授業だけでしっかりと理解が進んでいるのかどうかというところも、一つ大切な部分じゃないかなというふうにも思っていますので、そういうところも少し検討していけるようなことがあればいいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○山本指導課長 当然一つのクラスには、習熟の度合いが高いお子さん、塾に行っている、行っていないお子さんがいると思いますけれども、習熟の度合いが高いお子さん、それから今後かなり努力をしていただきたいお子さんというようなお子さんも、一つのクラスにいらっしゃるといようなところはございます。我々といたしましては、どのお子さんに対しても、習熟度が高いお子さん、低いお子さんに対しても、しっかりとした学力、興味関心も含めたところを身につけさせたいというような思いは当然あります。そのために、例えば東京都の施策であります習熟度別の少人数授業、こういったものを充実させるですとか、区としても区の講師というものを配置しておりますので、そういった方を活用していただいて、分割授業をしたりですとか、個別に対する支援をしっかりとしていくというような施策を取っています。

以上です。

○西岡委員長 ほかにありますか。

○白川委員 非常に驚くぐらい千代田区が高いので、教育行政の勝利かなというふうに思っていて、私は喜ばしく感じています。

もう一つは、やっぱりさっき、えごし委員がおっしゃったように、学習塾への時間が結構多いということは、やっぱり親御さんがたくさん教育費にお金をかけているからかなというふうに思います。教育の負担みたいなものって、結局、学校と学習塾両方にかかるものだと思うんですが、それを減らす工夫みたいなものって、今おやりになっていますでしょうか。要するに補習塾で少し塾の役割をするみたいな努力というのは行われているんでしょうか。

○山本指導課長 これは学校から、あるいは教育委員会から、塾に行ってくれ、行かないでくれというような話は当然できません。家庭のお考えだというふうに思っております。ただ、中学校などにおきましては、校内でもそういった補習的な授業を放課後に行ったりですとか、夏季休業中、冬季休業中にそういった、希望者ですけれども、補習授業だったりですとか、進学対策というような授業も行っているというような現状はございます。

○白川委員 ありがとうございます。

もう一つ教えてください。国語の学力が非常に高いので、これは驚いたんですが、例えば読書量がほかの地域より多いとか、そういった何かデータとかというのはありますでしょうか。

ようか。

○山本指導課長 子どもたちの読書につきましては、他の課で、所管の課でアンケートを取っておりますので、そちらのほうをちょっと確認しなければというところはございますけれども、区といたしましては、例えば小学生においては、タブレットを活用して読めるようなアプリケーションを入れております。このことによって、例えば15分間の短い時間に、図書室、図書館に行かなくても読書ができるというような環境も整えてございます。

○白川委員 分かりました。

○西岡委員長 副委員長。

○おのでら副委員長 全国学力・学習状況調査の結果の中で、質問紙意識調査、小学校のところなんですけども、特にここの数字の中で、都や全国との乖離が大きいところ、平均の勉強時間3時間以上と回答されたのが57%ぐらいいらっしゃるということで、恐らく先ほどからご質問に出ているように、塾に行っている方が多い。中学受験をされる方が多いからこういうことが出ていると思うんですね。ただ、恐らくこの3時間以上というふうにまとまっていますけど、実際に見てみると、もっと数字が大きいと思うんです。大体、中学受験される方というのは、もう5時間、6時間勉強されるのが普通ですし、恐らくこれを、何というんですかね、くくらずに平均を取ってもらったら、もっと乖離があると。

私がちょっと気になるのは、先ほども質問に出ていましたけども、幸せな気持ちになることはどれくらいありますかと。やっぱりここが平均より下回っているのは、こういったところも少し影響しているのかなと思うんですね。学校で勉強して、さらに家に帰って、さらに塾でまた勉強しなきゃいけない。ですので、勉強の内容ということだけでなく、メンタル的なケアですとか、そういったところもちょっと先生方にはご理解いただいた上で児童に接していただくのがいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○山本指導課長 学習時間におきましては、まさに家庭のお考え等々もあると思いますので、しっかりと個人面談や保護者面談等で家庭との連携をしていくことが必要なのかなというふうに思っております。

また、今ご指摘いただきました幸せな気持ちというところについても、やはりこれ、学校も最大限子どもたちに寄り添って、様々な役職、立場の方が子どもたちの声を聞く、気持ちを聞くというところもやっていますけれども、やはり家庭との連携という、家庭での過ごし方というところも非常に重要となってくるのかなと思っておりますので、その辺りをしっかりと、繰り返しになりますけれども、学校と家庭とがしっかりと連携して行って、子どもたちのために何ができるのか、何をすべきかというところを考えていくように、こちらとしては助言していきたいというふうに思っております。

○西岡委員長 はい。

ほかにごありますか。

○はまもり委員 関連で。今のおのでら委員のお話を聞いて、少し気になるなというところがありまして、確認させてください。この学力、そうですね、学校外での時間が増えていたるところに比例するのかわからないんですが、学校、小学校の中での授業の集中であったりとか、逆に学校の授業の中で、なかなか学力を発揮というか、授業に取り組めていないような状況というのは今あるんでしょうか。ちょっと学校の状況というのを教

えてください。

○山本指導課長 ありがとうございます。全ての子どもが全ての授業に、小学校であれば45分、中学校であれば50分が、全ての時間、確実に必ず集中できているかというふうなところについては、少し課題があるであろうというふうに感じております。もちろん子どもによって、好きな教科、嫌いな教科、得意な教科、苦手な教科はあります。そういった中で、毎時間どの教科についても、1単位時間集中し切れるかというところについては、子どもたちによっては課題もあるのかなというふうに感じてはおります。

ただ、やはり学校といたしましては、子どもたちの興味関心をしっかりと捉えて、その興味関心に応じた授業の導入ですとか、そういったところをしていく、そういった工夫をしていくということは一つ重要でしょうし、もちろん、先ほども申し上げたとおり、子どもたち一人一人の習熟度に合わせた、理解度が高いお子さん、低いお子さん、どちらのターゲットにも対応できるような授業内の工夫、体制の構築というところは必要だというふうに感じておりますし、我々もそういったところをしっかりと助言していきたいというふうに思います。

○はまもり委員 ありがとうございます。個別に対応を考えながら、いろいろと学校側でも工夫していただいているのかなというふうに思うんですね。

現状で、学級崩壊的なこととかというのは、特に今の公立の小学校の中からは上がってきていないですか。

○山本指導課長 学級崩壊という言葉のニュアンス、認識、なかなか定義づけが人それぞれ難しいところではあると思いますけれども、学校も、先生方お一人お一人もかなり努力、工夫をいただいております。なかなか個々に見ると、難しいお子さん、ケースございますけれども、いわゆる学級崩壊というようなところは、今のところないというふうに認識をしております。

○はまもり委員 分かりました。少し安心しました。

定義がもしかすると合っていないのかもしれないんですけども、私がイメージしていたのは、授業が、先生がやりたい授業ができないような状況というところで考えていました。そこは、定義も含めて、合わせていったほうがいいのかというふうに思いました。

今はないということなんですけれども、ほんと二、三年前の話なので、ちょっと状況が変わっているかもしれないなど、前、お伝えしたこともあるんですけども、やっぱり学力が高いとか、家庭の中で非常に学力に対する意識も高い中で、小学校の公立の授業を少し受けられないような状況というものも過去にはあったというふうに聞いていますので、そこを、学校を責めるというよりは、どうやったら支援ができたり、また、保護者の方への理解を深めていくのかなという、どちらかという、保護者側の協力というものも必要なかなと思ったので、その辺は、また何か過去のことの分析とかも含めて、共有もしていただけたらなと思います。今の状況としては理解しました。

○山本指導課長 これまでの例でも申し上げますと、学校といたしましては、ちょっと危ないなというところに関しましては、早めに指導課のほうにご連絡を頂くことになっております。そういったご連絡がありましたら、我々としても、学級を訪問させていただいたり、子どもたちの様子を見させていただいたり、先生方に対して支援、助言をしたりというようなこともしております。また、教育研究所の先生方にも、そういったことをお願い

しているというようなケースもこれまでもございましたので、また今後も引き続きそういった形で対応していきたいというふうに思います。

○はまもり委員 はい。よろしくお願いします。

○西岡委員長 はい。

ほかにございませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。いろんなご意見がありましたけれども、全国や東京都との比較はある程度の指標とはなりますけれども、毎年の調査となりますので、ポイントに一喜一憂せず、全体的に足りていない面のフォロー体制の構築をしっかりと行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、（6）令和5年度学力調査について、質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わります。

一旦、休憩いたします。

午前 11時48分休憩

午後 1時13分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

保健福祉部の報告に入ります。

保健福祉部（1）千代田区高齢者プランの素案について、理事者からの説明を求めます。

○小原高齢介護課長 それでは、千代田区高齢者プランの素案につきまして、保健福祉部資料に基づきましてご説明いたします。

なお、高齢者プランの全体像につきましては高齢介護課長から、認知症基本計画部分につきましては在宅支援課長から、また、最後に、スケジュールにつきましては高齢介護課長からご説明いたします。

初めに、千代田区高齢者プランという名称につきましては、10月25日に開催されました介護保険運営協議会におきまして、第9期千代田区介護保険事業計画等、三つの計画を一体的に策定することから、計画の総称を千代田区高齢者プランとすることを了承いただいております。

また、この素案につきましては、3年前に第8期計画策定の際と同様に、国の介護保険制度の改正が12月中に行われる関係で、千代田区の介護保険料等の内容は含まれておりません。現在、国のほうで、保険料、保険料段階の多段階化やサービスの自己負担割合を上げるかどうかという検討が続けられている関係で、その内容次第で、介護保険料の算定基準が変わってきますので、今回の素案では、千代田区の高齢者施策に関する内容のみとなります。

それでは、恐れ入りますが、別紙1、3枚ものの資料をご覧ください。1枚目が千代田区高齢者プランの策定方針、2枚目及び3枚目が概要版となっております。

1枚目、項番1番として、計画の策定方針を示しておりますが、左側の部分、1、基本理念・基本目標は、それぞれ「その人らしさ」が尊重され、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち 千代田を実現する」「地域包括ケアの深化・推進」としております。

次に、2番、計画策定の視点ということで、今回、EBPMの推進という視点を新たに取り入れております。このEBPMですが、証拠に基づく施策立案を意味しておりまして、EBPM、Evidence Based Policy Makingの頭文字を取ったものでございますが、この視点を重視し、従来から計画策定の際に実施していた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査に加え、新たにKDBシステムを活用した地域課題の分析、さらに区内介護事業所の雇用実態や現場のニーズを把握するための介護人材実態調査を行いました。

資料の真ん中の部分の赤塗りの箇所、「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等の統計情報が収集されたKDBシステムによって、区における生活習慣病リスクについて分析したところ、全国平均と比較して、やせリスク（低栄養）、認知機能リスク、運動転倒リスク等が高いことが明らかになっております。

これらに対応する取組を、右側のブロックの3番、施策の推進というところで、重点事項ないし施策に反映しております。赤字の部分について、特に重要性の高い施策ということになります。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりいただきまして、資料の2枚目、千代田区高齢者プランの概要では、第1章から第5章までの各章の概要を示しております。

なお、資料の中の項目に「P2」等の記載がございますが、参考としてお配りしている素案本編の該当ページになります。

第1章では基本理念と基本目標について、第2章では、計画策定の概要ということで、今回、三つの計画を一体的に策定することになりますが、それぞれの根拠法令や計画の位置づけを記載しております。資料右側に移りまして、第3章は、計画の現状と課題ということで、3番に、先ほど申し上げたEBPMの内容を記載してございます。

資料をおめくりいただければと思います。第4章では、施策の推進ということで、重点事項を記載しております。重点事項の中でも特に重きを置いて取り組む施策や課題の多い施策を赤字にしておりますが、まず、介護にならないための予防ということで、施策1、健康の維持増進機会の提供に重点を置き、フレイル測定会を中心とした健康意識の普及啓発に取り組みます。施策2の虚弱高齢者の支援につきましては、来年度からの事業展開を目標に、検討を進めております。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を中心に、KDBシステムによる分析から明らかになったやせリスクのある高齢者のアプローチ等に関する取組を記載しております。

また、その下の赤字になっております。重点事項2の中の施策2、つながりある地域づくりでは、高齢者の見守り相談窓口事業を中心とした区全域での支援体制について、記載してございます。

最後に、赤字部分、重点事項4の介護サービス基盤の強化の中の施策1、介護人材の確保・支援ですが、介護職員のスキルアップに向けた支援や、奨学金の返済補助等を行って、人材の定着に向けた支援を行っていく内容となっております。

次の第5章の認知症施策の推進につきましては、在宅支援課長からご説明させていただきます。

○菊池在宅支援課長 それでは、私から第5章の認知症施策の推進、認知症基本計画部分についてご説明させていただきます。

資料は別紙の1と参考資料でございます。まず、本編でございますが、72ページからとなっております。まず、最初に計画策定の背景でございます。

令和7年に高齢者の5人に1人に当たる700万人が認知症になるという状況の中で、千代田区でも、認知症の人に優しい地域づくりを推進していくため、認知症基本法の趣旨に基づきまして、認知症基本計画を第9期介護保険事業計画と一体的に策定しますとしております。

続きまして、本編74ページからになります。こちらは千代田区の認知症高齢者を取りまく状況でございます。認知症高齢者の見通しとしまして、平成25年度と比較しまして、要介護認定を受けていない群では、認知症機能低下高齢者が微増している状況でございます。また、認定を受けている群では、認知症高齢者に増加が見られております。全体としましては、後期高齢者、特に男性のほうに増加が見られております。また、認知症に関して困ったときの相談窓口の認識状況につきましては、認定を受けていない男性では、「知らない」というふうに回答される方が多くなってございまして、女性のほうでは、「かがやきプラザの相談センター」とお答えになる方が最も多い状況でした。一方、認定を受けている群の中では、男女とも「高齢者あんしんセンター」との回答が多い状況でした。

続きまして、81ページになります。認知症基本計画の基本理念と基本方針です。基本理念は、認知症などの有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重して、認め合い、支え合いながら、自分らしく住み続けられる地域をつくるということを掲げております。基本方針としましては、「共生」と「予防」を基礎といたしまして、五つの基本方針を立てまして、認知症施策を推進してまいります。

84ページからは、五つの柱の展開でございます。

まず、柱の1番は、知識理解を深めるための普及啓発、本人発信支援です。主な施策としまして、認知症キッズサポーター養成講座、認知症サポーター養成講座の促進、本人ミーティング「実桜の会」の発展、千代田区認知症ガイドブック（ケアパス）などの普及を挙げております。

続きまして、柱の2、87ページになります。備えと予防・社会参加では、主な施策としまして、認知症予防・介護予防講座の実施、また、認知症カフェの継続的展開などを掲げております。今後、軽度認知障害、いわゆるMCIというふうに言われている方も一緒に参加できるプログラムを検討してまいります。

続きまして、90ページの柱の3です。医療・ケア・介護サービス・介護者支援です。主な施策としましては、区の独自事業である訪問看護師による訪問調査、見守り支援の実施、早期発見・早期対応の連携強化などを掲げております。ここでは、かかりつけ医、歯科医、かかりつけ薬局などの連携強化に取り組んでまいります。

続きまして、92ページ、柱の4、認知症と共に生きる共生社会の実現・若年性認知症の人への支援です。主な施策としまして、オレンジサポーター登録制度の普及、認知症サポート企業・大学認証制度の普及、若年性認知症の方への支援などを掲げております。地域にある様々な社会資源を有効活用することで、地域包括ケアの充実に努めてまいります。

最後に、95ページになります。柱の5、認知症支援サービスの仕組みづくりです。主な施策としまして、認知症支援サービス推進調査業務の発展、認知症ケア推進チームの活

用を掲げております。これまで、区は、東京都の健康長寿医療センターの協力の下、「こころとからだのすこやかチェック」など、区の独自事業を展開してまいりましたが、今後は、これまで蓄積された様々なデータを活用した施策を検討してまいります。

認知症基本計画の素案の概要は以上でございます。

○小原高齢介護課長 恐れ入ります。最後に、資料1にお戻りいただけますでしょうか。

項番2の今後のスケジュールでございますが、今回の素案で12月にパブリックコメントを実施し、最終的に、次回、1月開催予定の介護保険運営協議会で内容の決定、答申を頂き、当委員会、常任委員会にもご報告の上、介護保険料の改定に伴う条例改正等を踏まえる予定でございます。で、最終的には、3月に計画を策定する予定となっております。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

委員からの質疑を受けます。

○富山委員 ありがとうございます。

先日の委員会の議事録を拝見して、千代田区は高齢化率は低下していますが、75歳以上の高齢者は増加を続けているということを拝見しました。認知症施策は大変重要だと思います。

素案の89ページについてなんですが、「認知症は予防できるのか」という記事があるように、認知症は予防できるものではないです。進行を予防することはできますが、認知症は予防できません。こういったことに注意して、5本柱の一つで認知症予防事業というものがあるんですが、その名称は語弊を招くので、控えていただきたいと思います。例えば、認知症促進——認知症進行予防事業など、名称を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菊池在宅支援課長 委員のご指摘については、こちら、策定の期間の中においても、実は話題になりました。委員ご指摘のとおり、認知症は予防することが不可能です。現在の医療の技術では、予防することが不可能です。国も、実は、この予防という言葉を使っているところなんです。これは、我々がきちっと普及啓発する中で皆さん方にも知らしめていかなければいけないんですが、この認知症基本計画でいうところの予防という概念は、今、委員にご指摘いただいた認知症を食い止めるという意味ではなくて、あくまでも認知症の進行を遅らす、また、認知症になったとしても、周りの皆さんがきちっと対処していける、こういった趣旨で予防という言葉を使っております。ただ、一般の認識として、予防という言葉の概念が防ぐという言葉形づくっているものですから、非常に誤解を招きやすい。ですから、ここの点については、我々も注意して、普及啓発を進めていくとともに、もう少し時間がございますので、この予防という言葉の使い方について、もうちょっといい言葉遣いがないかということについては、検討をさせていただきたいと考えております。

○富山委員 ありがとうございます。

ご認識されているとおりなんですけれども、他区の事例では、予防の下に、割と大きな字で「認知症は予防できるものではないです。進行を遅らせるという意味の予防です」といったような、付け加えられていたりするので、そういったものを検討していただくと、幸いです。よろしく申し上げます。

○菊池在宅支援課長 この柱の2番のところの予防という言葉の語源、また、考え方につ

いては、きちっと補記するような形、あるいはこの予防という考え方の後続く——この予防の考え方については、もう少し充実させていきたいと考えております。

○富山委員 はい。お願いします。

○西岡委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 今後のスケジュールのところ、パブコメが12月5日から25日だと。で、それをやっている間になるんでしょうかね、国の基本方針が公表されると。主には、まあ、保険料、あとは利用料、ケアプランがどうなるか。こうしたものが出てくる。いわゆる負担増ですね。負担増の中身が出てくると。それを受けて、運営協議会のほうで計画をまとめていくということになると思うんですけども、これ、パブコメをやるのは必要なんですけども、やっぱり大きな計画の内容の一つが利用料、保険料、これがどうなるかだと思うんですけども、この間ずっと言っていますけれども、高い保険料と。あとは利用料も負担が増えていくと。介護を利用したくても利用できないという高齢者も増えてきていると。そうした中で、やはりこの、料金がどうなるかというのが介護計画の大きな一つだと思うんですよ。やっぱりそれを入れた案のパブコメというのが必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、そこについてはいかがですかね。

○小原高齢介護課長 今、牛尾委員からのご指摘、ごもっともでございます、確かに保険料というのは大きなものなんですけれども、一方、計画のスケジュール的なものもありますので、基本的には、今までの、前回と同じようなスケジュールということで、介護保険料の部分がない中でのパブリックコメントの実施ということで考えてございます。

○牛尾委員 いま一つ、やはり保険料負担軽減、利用料の負担軽減が国のほうで示されてから、負担軽減をどのようにしていくかというふうなことを話し合っていると、もう時間が足らなくなると思うんですけども、それでは、今の段階から保険料を引き下げるためには、どうすればいいかと。利用料の負担軽減を行うためには、区としての横出しや、そして、サービスをどうしていくかというの、今からちょっと議論していく必要があると思うんですけども、そこについては、今はどうなっていますか。

○小原高齢介護課長 今月の6日の日に、国のほうからも、介護保険、社会保障審議会の中でも、例えば、先ほどご説明した保険料の多段階化ということで、今、国のほうは基準が9段階ですけども、それをもう少し細分化したらどうかという、いわゆる高所得の方に対する保険料引上げ等の観点もお示しされてございます。そこら辺を踏まえて、パブリックコメントを実施するのと並行して、区のほうとしても、国の方針を踏まえつつ、区民の方のご負担のないように、案として検討しているということでございます。

○西岡委員長 はい。介護保険制度の改正内容というの12月に予定はされているということなんですよ。それを踏まえてで。

○牛尾委員 あと、もう一つ、やっぱり、介護の場合は、どうしても人材不足というのが叫ばれております。もちろん、今度の計画の中でも、人材不足をどう解消していくかという内容もあると思うんですけども、この新しいこのプランで、やはり人材不足をどう解消していくかという、何といひかな、目玉の施策といひますかね、そうしたものはあるんでしょうかね。

○小原高齢介護課長 そうですね。目玉の施策というのが、実は、本編で参考資料として

つけさせていただいた資料の64ページからのページが具体的に人材育成ということで書かせていただいております。区独自という部分では、今までも、事業所等につきましては、それぞれ施策をお示しさせていただいております。で、アンケートの結果、一番大きいのは、辞めてしまうという部分もある中で、やはり報酬ですかね、介護人材の方の給与の面が低いという部分もあるようなので、それは、国についても、一律に上げていく方向ということがございますので、区も、引き続き、区独自の施策も含めて、検討を進めていくような形を考えてございます。

○西岡委員長 よろしいですか。

それでは、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。（1）千代田区高齢者プランの素案について、質疑を終了いたします。

次に、（2）「千代田区安心生活見守り台帳」の一斉更新及び個別避難計画調査票の送付について、理事者からの説明を求めます。

○菊池在宅支援課長 それでは、保健福祉部資料2に基づきまして、「千代田区安心生活見守り台帳」の一斉更新及び個別避難計画調査票の送付についてご説明をさせていただきます。

まず、項番1、千代田区安心生活見守り台帳についてですが、こちらは、主に高齢者などの緊急時の連絡先を登録しまして、緊急支援や安否確認に活用するための見守り台帳となっております。こちらは、3年に一度、一斉更新をかけておりまして、今年度はその更新年度に該当しております。

一方、項番2、個別避難計画。これにつきましては、個別の避難支援情報を記載したもので、災害時などにおける安全な避難の確保を図るための避難計画書ということでございます。こちらは、令和3年度から、順次、調査票を送付してはりましたが、区民の皆様への利便性の向上などのため、今般、安心生活見守り台帳の一斉更新に合わせて、調査票を送付することといたしました。

次に、項番3、対象者でございます。安心生活見守り台帳の対象者は、1、65歳以上の高齢者、2、介護保険の要介護・要支援認定を受けている方、3、心身障害者手帳をお持ちの方、4、愛の手帳をお持ちの方、5、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証をお持ちの方、6、東京都難病患者等に関する医療費助成を受けている方で、およそ1万3,000人でございます。このうち、個別避難計画の対象となる方は、こちらの説明資料の星印の方でございまして、1の方のうち、一人暮らしの高齢者の方及び高齢者のみの世帯の方、2のうち、要介護3から5の方、3のうち、障害者手帳1級から2級の方でございまして、ただし、4から6の方につきましては、見守り台帳の方と対象は全く同じでございまして、特に、災害時の避難などに配慮を要する方など、対象はおよそ約1万人となっております。

続きまして、項番4、今回の更新からの変更点でございますが、ただいま申し上げましたとおり、安心生活見守り台帳の更新に合わせて、個別避難計画調査票を送付させていただいたことと、加えまして、項番3の対象者のうち、（3）から（6）の方々につきましては、これまで台帳登録をされていなかったの方々につきましても、今回、改めて新規

登録票を送付することで、台帳の充実を図ってまいります。

最後に、項番5のスケジュールです。本年10月までに、連合町会、婦人部長、民生・児童委員などに事業内容の説明をさせていただいております。そして、11月上旬から、対象者の方に台帳登録票や個別避難計画調査票を送付させていただいております。こちらの返信は、12月15日を締切りとさせていただき、来年2月以降に個別避難計画書を対象者に順次送付させていただくとともに、年度明けて、来年4月以降、新規登録と更新した内容に基づいた運用を開始していく予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。事務的ですけど、これは、作業状況に関しては、一部委託ということでもよろしかったですね。

○菊池在宅支援課長 見守り台帳につきましては、職員と一部は業務委託で作業に当たっております。

○西岡委員長 はい。よろしくお願いします。

すみません。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 これ、11月上旬に個別避難計画調査票を送付と。これはご本人だと思っておりますけれども、返送をしていただくと。これは、対象の方ご本人が書いて送ってくると思っておりますけれども、その他、調査をする方法というのはあるんですかね。

○山内福祉政策担当課長 ただいまのご質問でございますが、こちらにつきましては、今回お送りさせていただいたもので調査という形になってございます。また、こちらでは、ケアマネさんとかも含めて、いろいろと作成のお手伝い等をお願いしておりますので、またそういった中でアナウンスのほうをしていく形となっております。

○牛尾委員 対象者の方がお一人で、調査に、何と申しますかね——自分で書けるんだったらいいんですけど、やはりなかなか寝たきりの方とか、そうした方々の調査をどうするのかというのは、しっかりそこはケアされているということでもよろしいんですか。

○山内福祉政策担当課長 そちらにつきましては、ご本人の意思を確認しながら、代筆でも大丈夫のようになってございますので、そういった形で進めさせていただいております。

○牛尾委員 はい。よろしくお願いします。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

じゃあ、この件に関しましては、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（2）「千代田区安心生活見守り台帳」の一斉更新及び個別避難計画調査票の送付について、質疑を終了いたします。

次に、（3）国民健康保険料の規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○辰島保険年金課長 国民健康保険料の規定整備について、保健福祉部資料3に基づき、説明いたします。

1、規定整備の目的です。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、出産被保険者の保険料の減額を行うものであります。

2、規定整備の内容でございます。出産被保険者の所得割及び均等割の保険料について、

出産前後の4か月（多胎妊娠の場合には6か月）分の保険料を減額します。

なお、均等割の軽減がされている場合は、軽減後の保険料より減額をいたします。

3、規定整備を行う条例につきましては、千代田区国民健康保険条例でございまして、区議会第4回定例会におきまして、条例改正の議案を提出させていただく予定でございます。

説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

本件は、第4回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力ください。概括的な質疑や資料要求がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと大きな問題ということで、今回、国保ですけども、これ、同じような施策はほかの保険制度についてはどうなんですか。

○辰島保険年金課長 法律の改正が健康保険法等というところでございますので、国保のほかの健康保険についても、同様な対応がされる予定でございます。

○牛尾委員 分かりました。

○西岡委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 うん。

○西岡委員長 はい。よろしいですね。

それでは、（3）国民健康保険料の規定整備について、質疑を終了いたします。

次に（4）生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律について、理事者からの説明を求めます。

○市川生活衛生課長 それでは、保健福祉部資料4、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律について、説明いたします。

初めに、1、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律、以下、旅館業法等改正法と呼びます、の概要について説明いたします。参考資料1に改正の概要を載せてありますので、併せてご覧ください。

旅館業法等改正法は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るために、旅館業の営業者が、新型インフルエンザ等感染症などの症状を呈している宿泊者に対して、感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずるために、本年6月14日に公布された法律でございます。

次に、2、旅館業法等改正法の趣旨について、説明いたします。

趣旨の1点目は、旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止のさらなる徹底でございます。具体的には、3点ございます。1点目は、特定感染症が国内で発生している期間に限り、その症状を呈する宿泊者などに、感染防止に必要な協力や患者であるかの報告を求めることができるとされたことでございます。次に、宿泊拒否の事由を、これまで「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」としていたところを、「特定感染症の患者であるとき」と明確化したことがございます。次に、営業者に過度な負担を強い、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある厚生労働

省令で定める要求を繰り返したときは、宿泊を拒むことができると定められたこととさせていただきます。

なお、宿泊に関しまして、障害者差別解消法の社会的障壁の除去が求める内容の要求、例えば、不当な差別的な取扱いの禁止や合理的な配慮の適用を求める要求については、障害者差別解消法等を遵守する観点から、宿泊拒否の事由としては認められなくなりました。

続きまして、（２）生活衛生関係営業の事業譲渡による営業者の地位の承継について、説明いたします。生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る営業者の地位承継について、手続の整備の措置を講じたものでございます。事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得を行うことなく、営業者の地位を承継できるというふうになりました。また、譲渡を受けた者が適切に営業なされているかを確認するために、当分の間、営業者の地位を承継した者の業務の内容について、６か月以内の調査を許可自治体に義務づけがなされたものでございます。

続きまして、（３）旅館業法等改正法の施行期日ですが、公布の日（令和５年６月１４日）から起算して、６か月を超えない範囲において政令で定める日と定められております。当該政令のパブリックコメント案では、令和５年１２月１３日と公表されております。

最後に、旅館業法等改正法の制定により、関係する生活衛生関係法令について、説明いたします。

対象となる法律は、資料４の３、（１）にあります８法律でございます。旅館業法以外の７法律は、事業譲渡による営業者の地位の承継についての規定のみの改正となります。よって、本改正により、法律に基づく区条例についても改正が必要となる条例がございます。

（２）改正が必要となる条例につきましては、千代田区旅館業法施行条例、千代田区興行場法施行条例及び千代田区手数料条例の３条例でございます。

また、（３）改正法の改正趣旨を踏まえて改正する条例は、千代田区プールの安全管理に関する条例でございます。プールの経営は、生活衛生関係営業に含まれておりますが、プールの安全管理に関する規制する法律が存在していないため、区条例で規制しているところでございます。今回、旅館業法等改正法の公布により、営業譲渡に関する承継の定めが生活関係営業に関する各法律に設けられたことから、千代田区プールの安全管理に関する条例についても、旅館業法等改正法の改正趣旨を踏まえて、改正したいと考えております。

説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

本件も、第４回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力ください。概括的な質疑ですとか、資料要求がありましたら、お願いいたします。

○白川委員 すみません。これと直接関係ないんですが、ちょっと衛生ということで、無理やり引っ張ります。

飲食業の業界のほうから殺鼠剤の配付はやってもらえないかという問合せが来ているものですから、この殺鼠剤って、もともとはたしかマンションのみでしょうか。

○市川生活衛生課長 殺鼠剤なんでもございますが、基本的には、区民の方々には、現在、無償で殺鼠剤以外にも、忌避剤ですとか、必要に応じて粘着剤というんですかね、を配付

しております。これは、むやみに配付しているのではなくて、区民の方がどのようなネズミの被害に遭っているのかという状況をお伺いした上で、必要なものを必要量だけ配付しているということでございます。

それで、飲食業につきましては、基本的には営業活動に伴うものですので、ご自身の店舗内で起こったものについては、ご自身で対応していただくということが基本なんですけれども、飲食業の中でも、当然、区民の方、区民の方がやっている飲食業もありますし、飲食業自身も、やはりどのように対処したらいいかわからないという利用者の方々もおりますので、その場合は、一応、殺鼠剤の配付については、生活衛生課の環境衛生係が行っているんですけども、食品衛生担当と一緒に、その事業者がどこでどういうふうにお困りになっているのかという状況を確認した上で、状況に応じて、ネズミの被害を防止する方法や何かの指導ですとか、例えば、ご自身の敷地の中は問題ないんだけど、例えば、隣ですとか、あるいは店の目の前にある歩道の植栽なんかにはネズミに群がって、困っているというような場合には、殺鼠剤を配付して、駆除をお願いするというようなこともやっております。

○白川委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

まあ、旅館業法の一部を改正する法律についてということなので、ほかになければ、よろしいですかね。

1点だけ確認ですけども、事業者にとってはメリットが大変多いと思うんですけども、今回、自治体にとっては手数料が減少してしまうというところで、で、手間も増えるのかなというところでは、手数料はどのくらい、要は、少なくなってしまうのかというところを、今、答えられなければ、また追ってお願いいたします。

出ませんよね。すみません。出ますか。

○市川生活衛生課長 申し訳ありません。手数料については、ちょっと厳密に譲渡による新規の——あ、今までは、譲渡が行われた場合は、営業許可取り直しとなっておりますので、新規の営業許可ということだったんですけども、新規の営業許可申請の場合には、譲渡によるものと純粋に新規なものと分かれるんですが、それについては、統計を取っていないので、譲渡というのが新規に今まで許可が出ていた中でどのくらいあるのかということについては、ちょっとデータがなくて、申し訳ないんですが、算出は現段階ではできない状況でございます。

○西岡委員長 あ、そうですか。分かりました。ちょっと参考までに知りたかっただけなので、すみません、分かりました。結構です、じゃあ。

ほかにございませんね。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（４）生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律について、質疑を終了いたします。

次に、（５）千代田区新しい日常店認証制度に関するアンケート結果について、理事者からの説明を求めます。

○市川生活衛生課長 それでは、千代田区新しい日常店認証制度に関するアンケート結果

について、報告いたします。

初めに、アンケートを実施しました目的について、説明いたします。令和2年8月より、新型コロナウイルス感染症対策を講じている飲食店と興行場の感染防止対策を支援するために開始した千代田区新しい日常店認証制度につきまして、効果検証を行うために実施したものでございます。

次に、アンケートの結果について、説明いたします。アンケートは、区政モニターに対するアンケートと認証施設に対するアンケートの2種類を実施しました。

まず最初に、（1）第2回区政モニターアンケートの結果につきましては、参考資料1のとおりでございます。

次に、（2）新しい日常店認証施設へのアンケート結果は、参考資料2のとおりでございます。

次に、アンケート結果に基づき、認証制度の評価について、説明いたします。参考資料3をご覧ください。

まず最初に、1、新しい日常店認証制度の認知度についてです。区政モニターアンケートの結果、制度を知っていた割合は17%、店頭掲示しました認証シールも79%が「見たことが無い」というふうに回答されました。区民に認証制度があまり浸透していなかったという結果になりました。また、認証店側から見た来店客の認知度も39%と低く、認証店の55%は「認証されたことで集客力にプラスの影響がなかった」というふうに回答しておりまして、認証制度のPR方法に課題があったと考えております。

次に、2、感染症の予防対策としての換気の重要性の認知度についてです。区政モニターアンケート結果では、新型コロナウイルス感染症の予防対策がなされている店を選ぶ割合は57%、予防対策として換気がよいかを気にしている割合は62%で、6割ほどの区民が新型コロナウイルス感染症の予防対策に換気が重要であると認識をしていました。認証施設も、71%の施設が店内の換気について関心が高いと回答しておりまして、感染症の予防対策として、施設内における換気の重要性については、ますますの認知度が得られたという結果になりました。

次に、二酸化炭素測定装置——以下、CO₂センサといいます——による換気対策の認知度についてです。認証施設の77%は、区が無償配付いたしましたCO₂センサを活用して、施設内のCO₂濃度を1,000ppm以下に管理していました。しかし、区政モニターのアンケートの結果では、認証制度を知る人でも、そのことを知っていたのは40%にとどまり、認証施設でCO₂センサによる換気管理が行われていたことについて、あまり知られていませんでした。

次に、CO₂センサ測定値のネット上のマップ掲載の認知度についてです。千代田区と旭化成株式会社との換気による新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する連携協定に基づきまして、同社より無償提供されました「換気View」アプリにより、認証施設がCO₂センサで測定した二酸化炭素の値をインターネット上でのマップに掲載、公表しているということにつきまして、認証制度を知る区政モニターでも87%がそのことを知りませんでした。また、認証店側も、同アプリに登録をしたのは50%強しかなく、ネット上のマップ掲載はほとんど効果がなかったとの結果になりました。

次に、商工観光課と連携いたしましたPayPayキャンペーンの評価についてです。

同キャンペーンの効果により、認証施設数をそれまでの4倍ほど増やすことができました、感染防止対策を講じる施設を増やすのに一定の効果があったと考えております。しかしながら、認証店の集客への影響につきましては、区政モニターの77%はキャンペーン自体を知らず、認証店側も集客にプラス影響があったとの回答は28%にとどまりまして、限定的な効果しかありませんでした。

次に、新しい日常店制度の評価です。区政モニターアンケートの結果から、認証制度の区民認知度が低く、区民に対する認証制度のPRは十分でなかったと判断しております。今後、同様の制度を実施する場合は、制度のPRについて、より効果的な手法を検討する必要があると考えております。認証施設側の評価は、認証を得たことで、感染症対策に積極的に取り組めたとの回答が92%、従業員の意識が向上した、88%、保健所職員による点検に78%が参考になったと回答してありまして、認証施設における感染防止対策に本認証制度は一定の効果がありました。

資料5にお戻りください。最後に、4、認証制度の終了日について説明いたします。令和5年3月24日に開催されました保健福祉委員会で説明をいたしましたとおり、新しい日常店認証制度は、令和5年11月30日をもって、終了する予定です。

説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

委員からの質疑を受けます。

○池田委員 これについては、コロナ禍で、大変、保健所のほうが様々苦勞を重ねてきたのではないかなと思います。私も当該の委員会で、かなり詳しく見させていただいて、このステッカーを取得するために、飲食店さんが大変な思いをしながら、Class IとIIでしたっけ、それだけ環境を、CO₂センサを使用しながら、無償で提供もしていただいたこともありますけれども、日常的に、毎日、仕込みとは別に、こういう形で大変気を遣わないといけない日常だったというのが、本当にご苦勞だったかなと思います。とはいえ、このように、一部の方にしか浸透していなかったというのが大変残念でなりません。

区政モニターについてなんですけれども、これ、100名の対象者ですが、回答数が87名ということは、これについては、100名の方にしっかりと回答するよというよいう形での100名ではなかったんでしょうか。

○市川生活衛生課長 区政モニターにつきましては、広報広聴課でもって実施をしているんですけれども、100名に対してアンケートをしたところ、回答があったのが、ここにありますように87名であったというふうに聞いております。

○池田委員 そうすると、ほかのアンケートも実施しながら、この中、この当該のことに関しては、この回答の範囲内ということで、実際に、こういう区政モニターに参加する方ですので、どれだけの質問数があったのか分からないんですが、しっかりと回答していただきたいなというところはあるんですが、そのところは、もう終わっていることなんです、基本的には、これは、ちょっと所管外なのかもしれないんですが、確認をさせていただきます。これについては、やはり全員にしっかりと回答していただくというところは、約束されていないんですか。

○市川生活衛生課長 まず、第2回の区政モニターアンケートにつきましては、この新しい日常店に関するアンケート以外に、毎年実施していることなんです、食品衛生に関す

るアンケートと併せて実施をしております。それで、前半の部分が食品衛生に対するアンケートで、例えば、肉を生で食べますかと、そういったような質問が8例ありまして、9問目から新しい日常店に関するアンケートでしたので、ある意味、保健所の生活衛生課に関係するだけの質問だったということも影響している可能性はあるかもしれませんが、今回の質問については、生活衛生課に関する項目の質問内容だけでございました。

○西岡委員長 区政モニターが対象のアンケートは、もう多少なりしょうがないとっているんですけど、（2）の新しい日常店認証施設へのこの実施店へのアンケート結果のほう結構大事かなと思っていて、その点に関しての、例えば、旭化成さんですよ、旭化成さんと、今後、果たして継続して費用を払ってまで、コストをかけてまで継続していくのかとかということを追ってフィードバックしてもらいたいんですけど、後日、そういうのは可能ですか。

ごめんなさい。池田委員のに入ってしまったけど。

○池田委員 いいですよ。

○西岡委員長 生活衛生課長。

○市川生活衛生課長 新しい日常店へのアンケート結果につきましては、その参考資料2の頭にも書いてありますとおり、回収率は16.2%と、決して高い値ではございませんでした。実は、これ、アンケートを2回に分けて実施しているのは、最初にアンケートをした際に、10%ちょっとしか回答がなかったので、追加で2回目を実施したものでございます。アンケートの方法としては、紙による回答、あるいはウェブによる回答、あるいはFAXによる回答という3種類の回答方法でもって、案内をしたところでございますが、もう既に新しい日常店への関心が薄れていたのか、あるいは新型コロナウイルスの感染症が2類感染症相当じゃなくなった影響とかもあるのかもしれないんですけども、回収率が思ったようには上がりませんでしたので、今回、回収していただいた188店舗というのは、比較的、新しい日常店について関心を持っていた施設で、回答を頂けなかったところはあまり関心がなかったのかなというふうには、ちょっと感じてはおります。

それで、旭化成株式会社との連携協定なんですけれども、一応、今年度の連携協定の期日が11月30日となっておりますので、連携協定につきましては、再延長しないという方向で、現在、話を進めているところでございます。

○西岡委員長 分かりました。なので、11月30日以降に、旭化成さんと千代田区のこの認証制度で利用したお店で、どの程度の契約を結ぶのかとか、その辺のフィードバックが受けられるといいかなというふうに思ったんですけど、それは、また個別になるんですかね、そうすると。

○市川生活衛生課長 そうですね。現在は、旭化成の話ですと、ネットに掲載させるためには、一月500円、経費がかかっているということなので、その分を旭化成株式会社に現在は全部負担をしていただいているところでございますが、それがなくなると、ネット上に掲載を希望する飲食店の自己負担ということになると思います。ただ、無条件でそのまま自己負担になるというようなことはしないというふうには聞いておりますので、改めて、満了になった際に、一つ一つの認証店舗に意向を確認した上で、載せるか、載せないかという判断が出されるのではないかと考えております。

○西岡委員長 はい、分かりました。すみません。

池田委員。

○池田委員 ありがとうございます。

今の日常店の認証アンケートなんですけれども、認証店、登録をした店舗が1,159あったということで、そのところは、これだけ区内でいろいろフランチャイズも含めて参加をしていただいたということは、本当に、ここは、飲食店の中で非常に皆さん気を遣われていたというのは分かるんですが、このアンケートを実施して、回収率が16.2%というのは、一方的に、もう、これ、制度が終わるので、状況だけ確認させてくれというような何か乱暴なアンケートなのかなというふうに見えますね。やっぱり、大変な時期に、皆さん、飲食店さん一生懸命やられていた中で、また、もう日常に戻っている中で、飲食店の日常というのが、アンケートが来たから回答をする時間があるか、ないかというところもあるんですけれども、そのところ、丁寧にどうだったかというのを、もう少し酌み取ってあげていただきたいんですけれども、これだと、なかなか結果がこうだった、それで、11月いっぱいでもう全部やめてしまうというような、かなりコロナが終息に近づいているから、これで全部終わるんだというようなイメージにしか受け取れないんですが、どの程度、どういうふうなお考えなんでしょうか。

○市川生活衛生課長 新しい日常店の認証施設につきましては、二酸化炭素を計測する装置を無償配付しているところがございます。現在も、装置の不具合とか、そういうようなことがあった場合には、交換とか、あるいは対応の仕方や何かは支援をしているところがございます。認証制度自体は、終了はいたしますけれども、認証が終わった施設につきましては、引き続き、そのようなご要望があった施設に対しては、フォローアップはしていきたいと考えております。

○池田委員 これ、そうすると、11月30日で認証制度が終わるよということで、各店舗さんには、これ、1件1件回られるんですか。それとも、もう通知でお知らせをしているんでしょうか。

○市川生活衛生課長 各店舗には、今年の4月の初めまでに、新しい日常店が11月30日で終了するということと、あと、センサに関する取扱いですとか、インターネット上のマップに掲載する期限についても、11月30日末ですよということについては、もう既に周知済みでございます。

○池田委員 ごめんなさい。もう一度確認をしたいんですけれども、この申請をするのに当たって、大変な思いをした、まあ、飲食店だけじゃないと思うんです、いろんなお店がありましたから。そのところで、少しグレードを上げる申請をするのには、区の職員が行って、いろいろチェックをしました。そういう意味もあって、このようなことを区内で、千代田区ならではというか、特徴があるような施策をしていたんではないかなと思っていたんですけれども、これは、やはりコロナが終息に近づいたというところでの判断でしょうから、それはそれで、明るいことなのかもしれないんですけども、もう少し丁寧さが必要なんではないかなと思うんですけれども、改めてお聞かせください。

○市川生活衛生課長 日常店に限らず、そうなんです、新型コロナウイルス感染症対策というのは、例えば、飲食店にとりまして、ある意味、手洗いをしっかり行うとか施設の換気を行うというのは、新型コロナウイルス以外の、例えば、ノロウイルスですとか、そういった食中毒や何かを防ぐのにも有効な手段でございました。実際、新しい日常店認証

施設でもって、食中毒というのは発生しておりませんし、特に、新型コロナウイルス感染症が蔓延していた時期というのは、食中毒は、寄生虫による食中毒以外は、ほとんど発生しなかったということがございます。ですので、認証施設に限らず、全ての飲食店に対しては、新しい日常店認証制度でもって、各感染症予防対策として取った内容につきまして、全ての店舗でも、そういった対策を取ってもらえるように、指導はこれからしていきたいというふうに考えております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 すみません。この、そもそも論なんですけども、この新しい日常店認証制度というのは、そもそもの目的は何だったんですか。

○市川生活衛生課長 そもそもこの認証制度を最初に始めたきっかけというのは、新型コロナウイルス感染症が令和2年の春先頃から問題化してきた際に、どのようにして感染を防げばいいかということがよく分かっておりませんでした。そのうち、いろいろと感染した事例や何かが積み重なってきた際に、飲食における感染事例というのが多いのではないかとことがクローズアップされてまいりましたので、特に飲食時というのはマスクも外しまして、場合によっては、会話をしたり、対面で向かって食事をするというようなことがありますので、そうすると、その中に感染者がいた場合、お互いを感染させてしまう、あるいは飲食店の中で換気が悪ければ、その中に誰か感染者がいた場合、飛沫感染とか、そういった形でもって、周りの方に移してしまうということが少しずつ分かってまいりましたので、そういったことを、飲食店における感染を防ぐためにまず始めたというのが最初でございます。

○牛尾委員 要するに、感染対策と。感染対策というのがそもそものきっかけということで、よろしいんですか。

○市川生活衛生課長 そのとおりでございます。

○牛尾委員 そういう視点から見て、この結果というのは、区としては、この制度をやったことによって、感染対策に効果があったのかどうかという、何という、評価というのかな、それについては、どのようにお考えですか。

○西岡委員長 効果検証はするんですかということですか。

○牛尾委員 そうそう。

○原田千代田保健所長 先ほど課長が申しましたように、コロナの感染源に飲食店がかなり関わっているということが明らかになりまして、まず、感染の場をどう制御するかというのが区の大きな課題と考えました。実際に、この認証に加わってくださった店舗の皆様は非常に努力して下さっています。実際、その店舗で感染の集団例とか、そういったものはなかったというふうに私どもは認識しております。ただ、それが区民にまで浸透したかと、私どももホームページ等で努力はしたんですけども、店舗を選ぶ際に、安全な店舗を選んでいただくという、そこまでは至らなかったかもしれないということは、私どもも認識しております。ただ、お店に入られた方は感染をかなり防げたんだろうと。そういうことは推測できます。そのような評価と言っているかと思えます。

○西岡委員長 はい。

白川委員。

○白川委員 ここのアンケートの件はもうこれでいいのかなというふうに思うんですが、

ぜひ総括をしていただきたいと思います。店の運営の仕方、非常にノウハウがたまったと思いますので、それをもうぜひペーパーにまとめていただいて、次の新しい新型コロナウイルスの拡大が来たときに、そのペーパー一つ渡せば、もう全部賄えるという総括文書というのをぜひ発行していただきたいと思います。

あと、支援、これは関係ないですかね、支援とか、制度のほうも変わったものがありましたので、どういう支援がよかったとか、悪かったとかというの、もし分かればいいかなというふうに思います。

あと、ノロウイルスがはやってきているということも私も聞きますので、そっちのほうも同時に、ちょっと対策も立てるべきかと思っています。というのは、すごく気になっているのは、千代田区で非常にキッチンカーが増えていて、なおかつ、無免許でやっているという店も増えているというふうに聞いておりますので、そういうところからノロウイルスが広がってしまうと、もう、ちょっと元が追えなくなる可能性というのものもあるんですから、ぜひ、そろそろその対策も考えないといけない時期ではなかろうかというふうに考えております。いかがでしょうか。

○西岡委員長 まあ、全体的な衛生管理についてですかね。

○白川委員 はい。

○西岡委員長 はい。いかがですか。

生活衛生課長。

○市川生活衛生課長 まず最初に、総括的なまとめということなんですけれども、今回、新型コロナウイルス感染症というのが、ある意味、初めての大規模な感染症によるものだったと思うんですけども、その際の感染対策として、千代田区だけではなくて、東京都、あるいは厚労省、あるいは全国の自治体が同様の認証制度に近いものを立ち上げまして、いろいろと感染対策について、このようにしたらいいというのを定めております。それは、千代田区の新しい日常店が独自で定めた部分というのはありますけど、基本的なところというのは、全て国が定めた方針に沿った内容でもって、新しい日常店の認定条件についても整備してまいりましたので、整備した内容というのが、そのまま、もし次に新しい感染症や何かが起こった際は、それを参考にして、直ちに制度を立ち上げるというようなことは、現時点でもすぐ可能になっているんじゃないかと考えております。

次に、ノロウイルスの感染症なんですけども、ノロウイルスの感染症につきましては、実は、今から急にというよりは、もう大体十五、六年前から、食中毒としてノロウイルスというのが発生原因の第1位になっておりました。これも、主に人の体内でもって、腸管の中で増えるウイルスでございまして、人間にしか感染しないという特徴がありますので、実際に調理をしている人の健康状態の把握ですとか、手洗いとか、しっかり加熱をすることで、そういったことが予防対策として重要なものでございます。で、それは、新型コロナウイルス感染症が流行していた時期は、ノロウイルスの食中毒というのは、一時期、激減をしていたんですけども、やはり、最近、ここ一、二年、千代田区ではまだ起こっておりませんが、全国の自治体では、ノロウイルスによる食中毒というのがぼつぼつと増え始めておりますので、ノロウイルスの食中毒防止対策というのは、きちんと行っていきたいと考えております。

それからあと、キッチンカーによるものなんですけども、現在、路上弁当監視員という

制度を生活衛生課で設けておりまして、警備会社に委託をして、千代田区内に出発しておりますキッチンカーですとか、あるいは店頭で販売しているお弁当、行商人による弁当については、どこで誰が出ているというのについて、全部、事業者を把握するようにしております。その中で、今ご指摘いただいたとおり、営業許可がはっきりしないものとかというのにも現実に見つかっております、その場合は、実際に、無許可のものというのは実はあまりないんですけども、ただ、許可があるかどうかということをはっきり、キッチンカーの場合には、許可をした自治体の許可済みのステッカーを見えるところに掲示しなければいけないというルールがあるんですが、それがはっきり掲示されていないキッチンカーもありますので、そういったところについては、適正に取扱いですとかを指導しておりますし、あと、無許可のものにつきましては、許可を取るよう厳重な指導をこれからも継続していきたいと考えております。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

白川委員。

○白川委員 はい。ありがとうございます。非常に安心いたしました。

ちょっと一つ、もう一つ追加したいんですが、今、食品衛生に関わる検査というので、何か検便というのがあるらしくて、ノロウイルスに関わるものだと思うんですが、これが各お店の負担になっている。これを無料化してほしいというのが、去年の千代田衛生協会のお願いであったそうなんですが、これ、検討したことってありますでしょうか。あ、なければないで、全然構いません。

○市川生活衛生課長 検便につきましては、今、飲食業とか食品関係の営業施設全てそうなんですが、基本的には、従業員の健康管理についても自主管理というのが基本になっておりますので、ノロウイルスの検便についても、基本的には、自費でもって行っていただくということになります。ただ、ノロウイルスの検査につきましては、現実問題として、PCR法でもって検査をすることになるんですけど、検査手数料がまだ、例えば赤痢とか腸チフスとか、そういった細菌性の食中毒菌の検査と比べて、大体10倍ぐらい費用がかかってしまっているのが現実でして、なかなかちょっと無料ということをするのは費用面でもって難しいのが現実でございます。

○西岡委員長 よろしいですか。

○白川委員 はい。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 いいですか。

このアンケート結果は、これは保健福祉部が実施したんですけども、これは、地域振興のほうには、この情報というのは行くんですか。

○市川生活衛生課長 商工観光課のほうにはまだ情報提供はしておりませんが、内容については伝達することを考えております。

○牛尾委員 確かに、これ、感染対策ということで始められた中身ではあるけれども、一方で、このアンケートの中身を見ると、集客力の問題とか、結構、どっちかというところ、お店の営業に関する内容の回答というのが多いと。要するに、今回は、感染対策と同時に、コロナで大変になった店舗に対して、どのような支援ができるかという点でも、これは行われたと思うんですよ、Pay Payの還付とかね。だから、そういう点では、地域振興

のほうにも、これがお店の営業を支援するのに役立ったかどうかというの、しっかり考えていただく必要があると思うんで、そこは、しっかり情報提供と今後の対策にもつなげていただければと思いますんで、そこはよろしくお願いします。

○市川生活衛生課長 ご指摘いただいたとおり、感染症対策であるというのが本来のものでございますけれども、一生懸命、感染対策をしている飲食店を支援するという側面も当然ある制度ではございましたので、商工観光とか、必要なところにも、今後、アンケート結果については、情報共有をしていきたいと考えております。

○西岡委員長 はい。ぜひ共有してください。

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（５）千代田区新しい日常店認証制度に関するアンケート結果について、質疑を終了いたします。

以上で、日程１、報告事項を終わります。

次に、日程２、国内行政調査についてお諮りいたします。

委員のお手元に、行政調査計画書（案）をお配りしております。また、サイドブックスにも掲載しております。ご確認ください。

この計画書（案）のとおり、本日、当委員会閉会后、いきいきプラザ一番町の現地調査を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。それでは、このように決定いたしまして、行政調査を実施いたします。

会議規則第70条の規定に基づき、議長に派遣承認を申し入れますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程３、その他に入ります。

委員のほうから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 ごございませんね。

次に、執行機関から何かございますか。

○大谷地域保健課長 令和5年度千代田区災害時合同医療救護訓練のお知らせについて、口頭でご報告いたします。

去る11月6日に、区議会議員の皆様にお知らせについてポスティングをさせていただいておりますので、詳細については、そのお知らせのほうをご確認ください。

今年度の医療救護訓練は、三楽病院と合同実施で、訓練日は11月18日の土曜日、今週の土曜日ですね、14時からとなっております。場所は、三楽病院内と、その近隣地にあります浜田病院入り口前となっております。訓練につきましては、自由見学となっておりますので、予約は不要です。

後日、区のホームページ、公式ユーチューブチャンネルにも訓練映像を投稿する予定でございますので、ご視聴してみてください。

なお、当日は雨天決行ですが、大雨警報等の警報が発表されるなどが予測される場合には、交通網の混乱が生じる可能性がございますので、中止となる場合がございます。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

この件に関しまして、質問ございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい、それでは、本日は、この程度をもちまして、閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時23分閉会